## 奈良県告示第三百三十五号

る同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 令和六年二月十六日

奈良県知事 山 下 真

		の郷内				
		やわらぎ		らぎの郷		
		センター		ョンやわ		
		原市福祉		ステーシ		
	= -	一一橿		訪問看護		
	高町一〇	市町六三		会立橿原		会
	橿原市飯	橿原市十	_	県看護協	八	県看護協
二月十八日	所在地)	所在地)	町一〇三一	法人奈良	町二八八一	法人奈良
令和五年十	(事業所	(事業所	橿原市飯高	公益社団	橿原市四条	公益社団
	新	Iβ	所 在 地	名	所の所在地	名
	Î	]	=			
				事業所		業者
			若しくは居宅介護支援	若しくは民	しくは居宅介護支援事	しくは居宅
			等又は居宅介護事業所	等又は居宅	又は居宅介護事業者若	又は居宅の
変更年月日	事項	変更	訪問看護ステーション	訪問看護る	指定訪問看護事業者等	指定訪問季